

昭和三十年法律第二百三十三号
地方揮発油譲与税法

第一条 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税法（昭和三十年法律第二百四号）の規定による地方揮発油税の收入額に与するものとする。

第二条 地方揮発油譲与税の千分の五百四十八に相当する額とし、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。

第三条 地方揮発油譲与税に対する地方揮発油譲与税の基準

（都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の基準）

年法律第二百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対し、同法第二十一条に規定する道路台帳（次条第一項において「道路台帳」という。）に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するもの（当該都道府県又は当該指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

第二項 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。

第三条 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政收入額が同法第二十一条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額を超える都道府県及び指定市（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき地方揮発油譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その超える金額の十分の二に相当する額（当該額が前二項の規定により算定した額の三分の一に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額とする。）を控除した金額とする。

第四条 前項の基準財政收入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政收入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、必要な補正ができる。

第五条 第三項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県及び指定市に対して、第一項及び第二項の規定の例により、道路の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

第六条 第一項又は前項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

第七条 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第一百四十六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第二百七十七条の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものと除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

第八条 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第九条 地方揮発油譲与税の千分の三百九十七に相当する額は、市町村に対し、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

第十条 前条第二項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第六項中「第一項又は前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第十一条 地方揮発油譲与税は、毎年度次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五百四十八に相当する額を、同条第七項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五百四十八に相当する額とし、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。

五十五に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の三百九十七に相当する額を譲与する。

期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
七月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の七月から八月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の八月から九月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
十月	当該年度の初日の属する年の九月から十月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から翌年の二月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の七月から翌年の三月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第十二条 各都道府県及び市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額とする。

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第十三条 都道府県知事及び市町村の長は、総務省令で定めるところにより、地方揮発油譲与税の算定に用いる資料を総務大臣に（市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

（譲与すべき額の算定に誤謬があつた場合の措置）

第十四条 総務大臣は、地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に誤謬があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を誤謬があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第十五条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

一 第九条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二条第一項、第四項、第六項（第三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第三条第一項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 都道府県及び市町村に対して譲与すべき地方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

（地方揮発油譲与税の使途）

第十六条 国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例）

第十七条 新たに指定市の指定があり、当該指定市が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の管理を行うこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

第十八条 新たに指定市の指定があり、当該指定市が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の管

理を行なうこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

第十九条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方道路譲与税から適用する。

附 则 （昭和三五年四月三十日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附 則 （昭和三五年六月三十日法律第一一三号）抄

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年二月二日法律第六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規制に関する法律の一部を改正する法律(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年三月三一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。
(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成二十一年度分の地方道路譲与税から適用し、平成二十一年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

第二十条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合における経過措置は、政令で定める。

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（施行期日）
附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第十四条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(以下この条において「新譲与税法」という。)の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法(以下この条及び附則第三十二条第二項において「旧譲与税法」という。)の規定(旧譲与税法第五条及び第七条を除く。)は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項において「平成二十一年所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正前の地方道路税法(昭和三十年法律第四百四号)の規定(平成二十一年所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)による地方道路税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法第七条の規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧譲与税法第四条第一項の規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税(次項において「平成二十一年六月分地方道路譲与税」という。)の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

4 旧譲与税法第四条第一項(第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定により地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が平成二十一年六月分地方道路譲与税を譲与した後に生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、平成二十一年十一月以後に到来する地方揮発油譲与税の譲与時期において、これを地方揮発油譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、新譲与税法第七条の規定を適用する。(政令への委任)

第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二条、第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日
(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第六条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(次項において「新地方揮発油譲与税法」という。)の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に収納される地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税について適用し、同日前に収納された地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

2 新地方揮発油譲与税法第二条第一項及び第七項並びに第三条第一項の規定により譲与すべき地方揮発油譲与税に係る新地方揮発油譲与税法第四条第一項の規定の適用については、令和十六年度分の地方揮発油譲与税に限り、同項中「を、同条第七項」とあるのは「(令和十六年六月に譲すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る収納に係る額の百分の五十八に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の五百四十八に相当する額との合算額)を、同条第七項」と、「を、前条第一項」とあるのは「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の千分の五十五に相当する額)を、前条第一項」と、「譲与する」とあるのは「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の千分の四十二に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の三百九十七に相当する額との合算額)を譲与する」とする。

附 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

第一条（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。